

○生活に困窮する外国人に対する生活保護事務取扱基準

(趣旨)

第1条 生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置（以下「外国人に対する生活保護措置」という。）の決定及び実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 外国人に対する生活保護措置の対象となる者は、次に掲げる者とする。

- (1) 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号。以下「入管法」という。)別表第2に掲げる在留資格を有する者(永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等及び定住者)
- (2) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)による特別永住者
- (3) 入管法第61条の2第1項の規定により難民である認定を受け、同条第2項の規定により難民認定証明書が交付された者

(外国人に対する生活保護措置保護措置の実施)

第3条 天理市社会福祉事務所長(以下「所長」という。)は、前条各号に掲げる者のうち、生活に困窮するものに対して、生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)に準じて、必要と認める外国人に対する生活保護措置保護措置を実施するものとする。

(開始申請)

第4条 生活に困窮する外国人(以下「要保護者」という。)は、次の各号に掲げる保護措置を受けようとするときは、当該各号に定める申請書を所長に提出するものとする。

- (1) 法第24条第1項の例によるもの 生活保護法に準じた措置申請書(様式第1号)
- (2) 生活保護法施行規則(昭和25年厚生省令第21号)第1条第5項の例による葬祭扶助生活保護法に準じた葬祭扶助申請書(様式第2号)

(決定)

第5条 所長は、生活保護法に準じた措置申請書を受理したときは、要保護者の在留資格の確認、関係先調査及び法に準じた要否判定等(以下「要否判定等」と総称する。)を行う。また、保護の実施機関は申請書の写並びに申請者及び保護を必要とする者の在留カード又は特別永住者証明書の番号を明記した書面を添えて、生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置適用(報告)(様式第3号)にて都道府県知事に報告すること。要保護性が認められる場合は、外国人に対する生活保護措置の開始を決定し、要保護状態にないと認められる等の理由から外国人に対する生活保護措置の対象とならない場合は、却下の決定をする。

2 所長は、法第25条第1項の例により外国人に対する生活保護措置の開始を決定した者にあつては、当該外国人に対する生活保護措置の開始を決定した後に前条第1号に定める申請書を提出させ、前項の規定により事務処理を行う。

3 所長は、要保護者から法による保護の開始申請を受理したときは、保護申請却下通知書により生活保護の却下決定をし、要否判定等を行った上で、外国人に対する生活保護措置の開始又は却下決定を行うものとする。

4 所長は、要保護者を日本国民と誤認して法による保護の申請書を交付し、これにより開始申請が行われた場合においても、前項の規定により事務処理を行う。

(通知)

第6条 法第24条第3項(同条第9項において準用する場合も含む。)又は法第25条第2項の規定の例による外国人に対する生活保護措置の開始又は変更の通知は、生活保護法に準じた措置開始(変更)決定通知書(様式第4号)により行うものとする。

2 法第24条第3項(同条第9項において準用する場合も含む。)の規定の例による外国人に対する生活保護措置の却下の決定の通知は、生活保護法に準じた措置却下決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

3 法第26条の規定の例による外国人に対する生活保護措置の停止又は廃止の決定の通知は、生活保護法に準じた措置廃止(停止)決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

4 法第63条の規定の例による費用返還の決定通知は、生活保護法に準じた費用返還金決定通知書(様式第7号)により行うものとする。

- 5 法第 77 条第 1 項又は法第 78 条第 1 項から第 3 項までの規定の例による費用等の徴収の決定通知は、生活保護法に準じた費用徴収金決定通知書(様式第 8 号)により行うものとする。

(就労自立給付金の支給)

第 7 条 被保護者(法第 76 条の 3 の規定の例による時効により就労自立給付金の支給を受ける権利が消滅するまでの間においては、被保護者であった者を含む。)が法第 55 条の 4 第 1 項の規定の例による就労自立給付金の支給を受けようとするときは、生活保護法に準じた就労自立給付金申請書(様式第 9 号)を所長に提出するものとする。

- 2 所長は、前項の申請書を受理したときは、支給金額及び支給方法を決定し、生活保護法に準じた就労自立給付金決定通知書(様式第 10 号)により通知するものとする。

本取扱は平成 28 年 9 月 1 日より開始する。